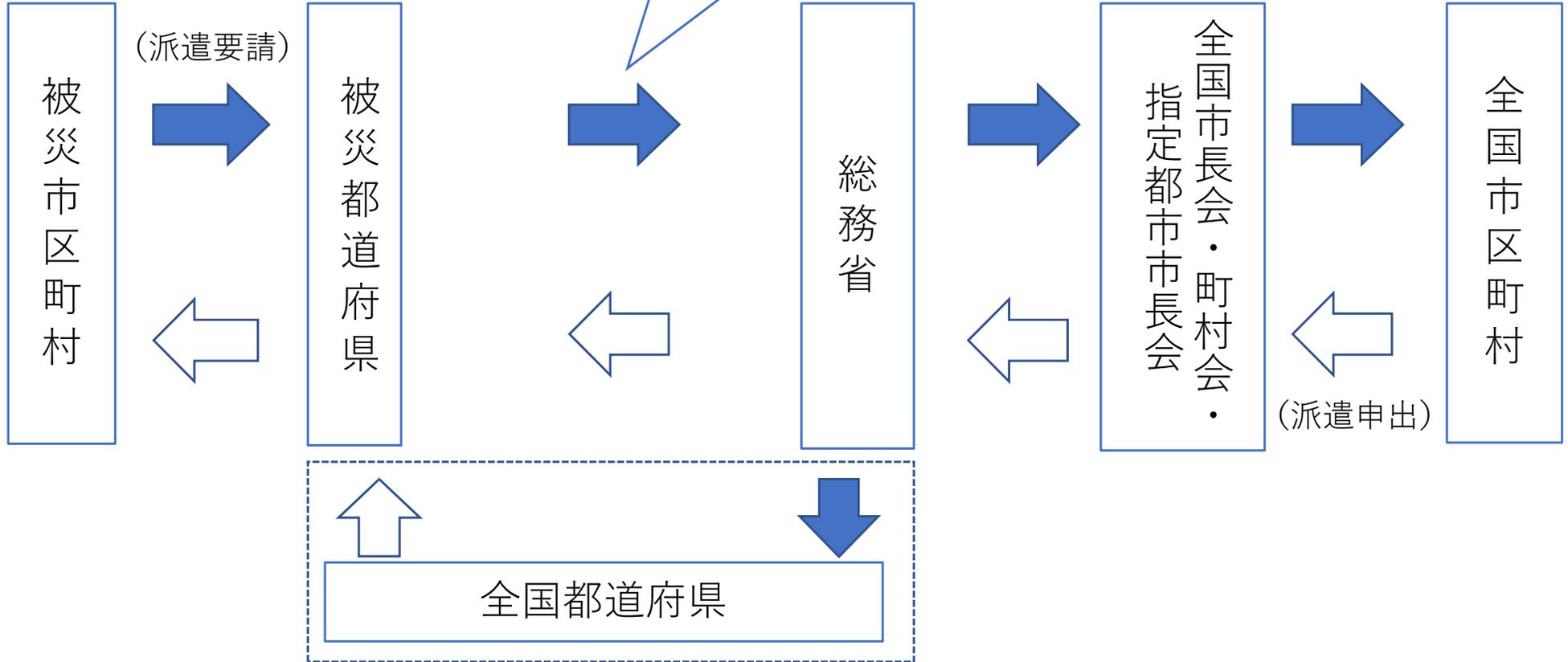


# 総務省、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会による 被災市区町村に対する中長期の職員派遣制度

- ① 被災都道府県において、当該都道府県からの職員派遣及び都道府県内市区町村への派遣要請を行う。
- ② 需要が充足されない場合、地域ブロック内の都道府県及び市区町村に派遣要請を行う。

- ③ ②をもってなお需要が充足されない職員数について、被災都道府県が総務省に対し、派遣要請を行う。

【市区町村↓市区町村支援】



【都道府県→市区町村支援】